

令和2年度 苦情解決公表

社会福祉法第82条の規定により、園では皆さまから寄せられた苦情・ご意見・ご要望等について、適切に対応し、その解決にあたります。苦情等およびその解決については、個人情報に関するものを除きホームページに公表し、保育園の改善に努めてまいります。

当園では、苦情受付窓口を設け、適切に対応し解決にあたります。苦情受付窓口については、玄関横の壁に掲示してあります。

<苦情・ご意見・ご要望等>

申請日
令和2年12月1日
内容
持ち帰ったカバンがびしょびしょに濡れていたことをお便り帳に書いたが、詳しい説明がなかった。遅番の先生から何か説明があるかと思ったがそれもなかった。詳しい状況を知りたい。
解決日
令和2年12月3日
経過・結果
申出人に職員の確認が足りなかったことを謝罪し、カバンが濡れてしまった経緯をお話した。また、お子さんの園での様子がわからないというお話もあったので、生活面・遊び・友達との関わり等お話した。 今後も安心して保育園に来てもらえるように、園の様子をお伝えするように心掛けていく。